

令和7年（フ）第2384号

東京都町田市成瀬4丁目1番19号リパティハウス301

破産者 藤原久美子（旧姓原嶋）

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第436号

東京都小平市学園東町2丁目6番24—202号

破産者 荒川 幸久

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第764号

東京都多摩市永山6丁目2番地の1サンデーⅡ301

破産者 和田 和江

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第910号

東京都小金井市貫井北町3丁目35番20号スカイハイツⅡ203

破産者 笹本 由美

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第942号

神奈川県藤沢市藤沢545番地の180エシユレ湘南404号

破産者 合同会社さば

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第943号

東京都立川市砂川町7丁目13番地の20レオパレスBunga raya Dua203号

破産者 中向 龍也

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第959号

東京都清瀬市松山二丁目4番42号第4富士ハイツ202

破産者 小池 里奈

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第969号

東京都立川市羽衣町3丁目12番5号グランドール小川105号

破産者 足立 貴子

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1132号

東京都福生市武蔵野台一丁目19番地8メルベージュ210号室

破産者 尾崎 裕子

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1190号

東京都昭島市大神町3丁目13番10号ビューハイム昭島Ⅱ101号

破産者 諏佐 幸子

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1195号

東京都日野市新町5丁目1番地の28

破産者 塩浦 雛乃

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1950号

横浜市保土ヶ谷区帷子町2丁目103番

破産者 株式会社TMコーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2155号

北海道室蘭市八丁平1丁目49番30号

破産者 株式会社大澤配管工業

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2332号

横浜市中区南仲通3丁目35番地横浜エクセレントⅢ—3F

破産者 株式会社門倉建設工業

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1076号

横浜市長区桂台西2丁目27番3号

破産者 有限会社アトリエアイズ

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第53号

長野県埴科郡坂城町大字上五明255番地

破産者 有限会社エスピー工業

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 長野地方裁判所上田支部

令和7年（フ）第115号

愛知県一宮市住吉二丁目3番地28

破産者 株式会社Fisiko

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第437号

宮崎市阿波岐原町請田2475番地1

破産者 エアリバース株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第227号

宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目716番地71

破産者 塚本建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第26号

青森県十和田市大字三本木字一本木沢172番地11 山一アパートB号

破産者 太田 浮子

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
- 青森地方裁判所十和田支部

令和8年（フ）第42号

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地863

破産者 山平 永樹

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
- 青森地方裁判所十和田支部